

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が2024年4月に2%から3%、引き下げられ、多くの事業所から不安の声が広がっている。訪問介護は、とりわけ一人暮らし高齢者を始め要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。

厚生労働省は、基本報酬の引き下げの理由として、「訪問介護の利益率が高い」ことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる「集合住宅併設型」や都市部の大手事業者が利益率を上げているものと推測されることから、実態の確認が必要である。

訪問介護事業所は、厚生労働省のデータでも約4割が赤字、東京商工リサーチの調査でも、2024年1月から10月までの倒産件数が72件と過去最多を更新している。

また、令和4年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の賃金は全産業平均を月額約7万円下回っており、2020年から8.1%上昇している物価の高騰や感染症対策、処遇改善を考えれば、介護報酬の引き上げが必要である。

厚生労働省は「処遇改善加算」により基本報酬を引き下げてもトータルでプラスになると説明されているが、それは現行の処遇改善加算を取得していなかった事業者が新たに加算を受けるケース（全体の1割程度）であって、既に加算を受けている事業所（全体の約9割）は報酬の引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想され、とりわけ、小規模、零細事業所では経営悪化を招き、加算の現実味がない。

加えて、介護現場の人手不足も年々深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と高水準である。今回の訪問介護の基本報酬の引き下げにより人手不足に一層の拍車がかかることも懸念される。

こうした懸念は、高齢者介護や障害者介護だけでなく、いま急増している認知症ケアや、介護と子育てを背負うダブルケアラー、祖父母の介護を背負うヤングケアラーなどへの支援も衰退させるものである。

よって、国会及び政府に対し、訪問介護の基本報酬を早期に引き上げ、介護事業を十分に支えられる報酬となるよう再改定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

千葉県鴨川市議会

衆議院議長 額賀福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

財 務 大 臣 加藤 勝信 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿